

Ⅱ 国の施策について

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成(特例校)について

特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定（平成16年12月10日）に基づき、平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化した。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

具体的な仕組の概要

- 相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則

第56条（小学校）、第79条（中学校）、第86条（高等学校）、第108条（中等教育学校）

- 特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

(参考) 令和元年6月現在、指定を受けている学校は全国で12校

- ・八王子市立高尾山学園小学部・中学部（平成16年4月開校）
- ・学科指導教室「ASU」※小・中学校（平成16年4月開校）
- ・鹿児島城西高等学校 普通科(ドリームコース)（平成18年4月開校）
- ・京都市立洛友中学校（平成19年4月開校）
- ・星槎名古屋中学校（平成24年4月開校）
- ・西濃学園中学校（平成29年4月開校）
- ・京都市立洛風中学校（平成16年10月開校）
- ・星槎中学校（平成17年4月開校）
- ・東京シューレ葛飾中学校（平成19年4月開校）
- ・日本放送協会学園高等学校（平成20年4月開校）
- ・星槎もみじ中学校（平成26年4月開校）
- ・調布市立第七中学校はしうち教室(平成30年4月開校)

不登校児童生徒が自宅においてＩＴ等を活用した学習活動を行っている場合 の指導要録上の出欠の取扱い等について

- 【背景】 不登校児童生徒の中には、
- ・家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていない
 - ・不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている者がおり、このような者に対する支援が求められている。

不登校児童生徒が自宅においてＩＴ等を活用して行った学習活動について、校長は指導要録上出席扱いとすることができる

出席扱いの要件

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- 遠隔教育も含め、ICTや郵送、FAX、電子メールなどの通信方法を活用して提供される学習活動であること
- 訪問等による対面の指導が適切に行われること
- 計画的な学習プログラムであること
- 校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること
- 基本的に学校外の公的機関等で相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること

【留意事項】

- ・出席扱いとすることが不登校をいたずらに助長しないように留意
- ・個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセスの防止
- ・専門家以外の者が対面指導を行う場合には、事前の研修等を行う
- ・出席扱いとすることができる日数は規程等の作成により判断

教育支援センターの整備と柔軟な運用 不登校児童生徒への支援の在り方について（平成28年9月14日通知）より抜粋

3 教育委員会の取組の充実

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

① 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針(試案)」(別添4)を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

学習指導要領の改訂について（不登校記載部分）

平成29年3月31日に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、初めて、不登校児童生徒への配慮について（「不登校児童（生徒）への配慮」）記載がなされた。

小学校学習指導要領（平成29年3月31日公示）抜粋

第1章 総 則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(3) 不登校児童への配慮

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする

※中学校学習指導要領にも「不登校生徒への配慮」として同様の内容の記載がなされている。

学習指導要領の改訂について（不登校記載部分）

小学校学習指導要領解説(平成29年6月)抜粋

第4節 児童の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (略)

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童の自己肯定感を高めるためにも重要である。

また、不登校児童については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

不登校児童への支援の際は、不登校のきっかけや継続理由、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問も含めた継続的な把握が必要である。

さらに、不登校児童の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。あわせて、不登校児童の保護者に対し、不登校児童への支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供及び指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童に対しては、その状況を見極め、当該児童及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うことが重要である。

さらに、不登校児童が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

こうした支援を行うためには、学級担任のみならず教育相談担当教師など他の教師がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し学校全体で行うことが必要である。加えて、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要である。その際、学校は、当該児童や保護者と話し合うなどして「児童理解・教育支援シート」等を作成することが望ましい。

※中学校学習指導要領解説にも同様の内容の記載がなされている。